

# 一部損壊住家修理金申請書

令和 年 月 日

安平町長 及川 秀一郎 様

(平成30年9月6日現在の)

申請者(被災世帯の代表者)

住所	勇払郡安平町
氏名	
電話番号	

次のとおり、一部損壊住家修理金を申請します。

なお、被災した住家の住所と住民登録の住所が異なる場合は、本申請において被災した住家が生活の本拠であったことに相違ないことを併せて宣誓します。

また、一部損壊住家修理金の申請にあたり、次の事項に同意します。

- ①一部損壊住家修理金の審査に関し、生計を共にする世帯員までの住民基本台帳、税情報を閲覧すること。
- ②申請者が世帯の代表として一部損壊住家修理金を申請(請求)し、分割等については、世帯内での協議のうえ申請者が責任を持って処理し、安平町は一切関与しないこと。
- ③被災者として一部損壊住家修理金を受けるために、安平町、北海道及びその他の関係行政機関へ情報提供すること。
- ④支給決定した際には、口座振り込みを持って支給決定通知書に代えること。

### 1-1 罹災の程度

- 全壊     大規模半壊     半壊     一部損壊     長期避難世帯     無被害

### 1-2 世帯の状況

- 1世帯居住     2世帯以上居住

### 1-3 申請金額

- 50,000円     円(修理費用額) 円

## 2 一部損壊住家修理金の振込先

銀行、信用金庫、農協

金融機関名	銀行 農協 信用金庫	支店名	支店 支所
口座種別	普通・当座・その他( )		
口座番号			
ふりがな			
口座名義人			

ゆうちょ銀行

記号	
番号	1
ふりがな	
口座名義人	

添付書類	チェック
罹災証明書の写し	
振込先通帳の写し	
修理費用額を証明する書類の写し	
生活根拠を証明する書類の写し(身分証明証等)	
委任状	

受付日	担当者